

定 款



キラキラかがやくひとみ

社会福祉法人 **宮崎福祉会**

社会福祉法人宮崎福祉会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設 すみよしの設置経営
- (ロ) 児童養護施設 みんなの設置経営
- (ハ) 母子生活支援施設 宮崎市小戸母子生活支援施設の受託経営

(2) 第二種社会福祉事業

保育所

- (イ) 中央保育園の設置経営
- (ロ) 天神の森きらら保育園の設置経営
- (ハ) 波島保育園の設置経営
- (ニ) 広原保育園の設置経営
- (ホ) 住吉中央保育園の設置経営
- (ヘ) 住吉東保育園の設置経営
- (ト) 富吉保育園の設置経営
- (チ) 住吉南保育園の設置経営
- (リ) 高千穂乳児保育園の設置経営
- (ヌ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 宮崎福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市清水2丁目8番7号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六條 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることできる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七條 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八條 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することできる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九條 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によつて行ふ。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から一週間以内にこれを召集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することできない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第一〇條 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一條 監事は理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び宮崎市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第十三条 評議員会は、14名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを召集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項2理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(同前)

第十五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第十六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第十七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮崎県宮崎市谷川3丁目102番 所在の天神の森きらら保育園敷地 (1,843.24 平方米)
- (2) 宮崎県宮崎市清水2丁目21番1 所在の社会福祉法人宮崎福祉会敷地
(1,658.21 平方米)
- (3) 宮崎県宮崎市清水2丁目13-番4、16番1 所在の中央保育園 敷地(105.48 平方米)
- (4) 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276番705 所在のみんなの森敷地 (3,299.62 平方米)
- (5) 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276番896 所在のみんなの森敷地 (1428.29 平方米)
- (6) 宮崎県宮崎市大字島之内字堂山10598番地2、10598番地4、10597番地1 所在の
すみよし・住吉東保育園敷地 (7,999.28 平方米)
- (7) 宮崎県宮崎市大字島之内字伊鈴山10340番3 所在の すみよし 畑 (1,772 平方米)
- (8) 宮崎県宮崎市大字島之内字伊鈴山10433番1 所在の すみよし 畑 (1,054 平方米)
- (9) 宮崎県宮崎市大字島之内字伊鈴山10433番2 所在の すみよし 畑 (2,006 平方米)
- (10) 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276番705 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 みんなの森 収容棟1棟(996.23 平方米)
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 みんなの森 収容棟1棟 (156.79 平方米)
- (11) 宮崎県宮崎市谷川3丁目102番 所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 天神の森きらら保育園 園舎1棟 (201.23 平方米)
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 天神の森きらら保育園 園舎1棟 (51.18 平方米)
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 天神の森きらら保育園 園舎1棟(86.26 平方米)
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 天神の森きらら保育園 園舎1棟 (214.85 平方米)
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 天神の森きらら保育園 炊事場1棟 (40.70 平方米)
- (12) 宮崎県宮崎市大字島之内宮本7601番地1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建住吉中央保育園 園舎1棟 (454.00 平方米)
- (13) 宮崎県宮崎市大字島之内字堂山10598番地2、10598番地4、10597番地1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建 すみよし 収容棟1棟
(2,724.60 平方米)
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 すみよし 物置(16.60 平方米)
鉄骨造陸屋根平屋建 すみよし 物置(12.60 平方米)
- (14) 宮崎県宮崎市清水2丁目21番地1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 中央保育園 園舎1棟 (1,015.5 平方米)
鉄骨造陸屋根2階建 中央保育園 園舎1棟 (340.52 平方米)
- (15) 宮崎県宮崎市高千穂通2丁目28番地1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 高千穂乳児保育園 園舎1棟 (704.07 平方米)
- (16) 宮崎県宮崎市波島2丁目281番地 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 波島保育園 園舎1棟 (622.72 平方米)
- (17) 宮崎県宮崎市大字広原字野田783番地2 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 広原保育園 園舎1棟 (519.3 平方米)
- (18) 宮崎県宮崎市大字島之内字堂山10597番地1 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平屋建 住吉東保育園 園舎1棟(663.12 平方米)
- (19) 宮崎県宮崎市大字富吉字迫内2258番地1、2260番地2、2261番地1、2257番地1、
2262番地1、2263番地1、2264番地1 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 富吉保育園 園舎1棟 (519.23 平方米)
- (20) 宮崎県宮崎市大字芳士字岩永迫2345番地11、2345番地5 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板葺二階建 住吉南保育園 園舎1棟 (630.71 平方米)
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 住吉南保育園 物置(22.02 平方米)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二十八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二十九条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第三十条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十一条 この法人の公告は、社会福祉法人宮崎福祉会の掲示場に掲示するとともに、宮崎日日新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三十二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 久保田初見
理事 山内 正之
 // 中村 唯義
 // 栗屋 茂實
 // 石川 市郎
 // 筒井 久光
監事 久留島初太郎
 // 岩城 卯平

附 則

(施行期日)

1 この定款は、定款の変更認可のあった日から施行する。

2 理事定数減及び評議員定数減に係る宮崎市から現に選任されている理事及び評議員の任期は、第六条第1項、第十七条第1項の規定にかかわらず、それぞれ施行期日の前日までとする。